

議案第 17 号

白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 16 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、こども家庭庁の設置に伴い、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正されたため、条例の一部を改正するものです。

白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例（平成21年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第5条第17項」を「第5条第19項」に、「同条第18項」を「同条第20項」に、「同条第19項」を「同条第21項」に、「同条第20項」を「同条第22項」に、「同条第21項」を「同条第23項」に、「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第8項」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第6条第2号中「第21条の5の5」を「第21条の5の5第1項」に改め、同条第3号中「第5条第17項」を「第5条第19項」に改め、同条第4号中「第5条第18項」を「第5条第20項」に改め、同条第5号中「第5条第19項」を「第5条第21項」に改め、同条第6号中「第5条第20項」を「第5条第22項」に改め、同条第7号中「第5条第21項」を「第5条第23項」に改め、同条第8号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第8項」に改め、同条第9号中「第6条の2の2第8項」を「第6条の2の2第9項」に改める。

第14条第2項中「第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣」を「第29条第3項第1号に規定する主務大臣」に、「第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣」を「第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号資料

○白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例（平成21年条例第17号）新旧対照表

改正案	現 行
(略)	(略)
(事業)	(事業)
第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。	第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) <u>法第5条第19項に規定する基本相談支援、同条第20項に規定する地域移行支援、同条第21項に規定する地域定着支援、同条第22項に規定するサービス利用支援及び同条第23項に規定する継続サービス利用支援並びに児童福祉法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用援助及び同条第9項に規定する継続障害児支援利用援助</u> （以下「相談支援事業」という。）	(3) <u>法第5条第17項に規定する基本相談支援、同条第18項に規定する地域移行支援、同条第19項に規定する地域定着支援、同条第20項に規定するサービス利用支援及び同条第21項に規定する継続サービス利用支援並びに児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用援助及び同条第8項に規定する継続障害児支援利用援助</u> （以下「相談支援事業」という。）
(4) (略)	(4) (略)
(略)	(略)
(利用者)	(利用者)
第6条 センターを利用することのできる者は、市内に住所を有し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、生活介護事業及び放課後等デイサービス事業にあっては、市長が必要と認めた者については、この限りでない。	第6条 センターを利用することのできる者は、市内に住所を有し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、生活介護事業及び放課後等デイサービス事業にあっては、市長が必要と認めた者については、この限りでない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>放課後等デイサービス事業 児童福祉法第21条の5の5第1項の規定による放課後等デイサービス事業に係る障害児通所給付費等の支給決定を受けた者</u>	(2) <u>放課後等デイサービス事業 児童福祉法第21条の5の5第1項の規定による放課後等デイサービス事業に係る障害児通所給付費等の支給決定を受けた者</u>
(3) <u>基本相談支援 法第5条第19項に規定する者</u>	(3) <u>基本相談支援 法第5条第17項に規定する者</u>
(4) <u>地域移行支援 法第5条第20項に規定する者</u>	(4) <u>地域移行支援 法第5条第18項に規定する者</u>
(5) <u>地域定着支援 法第5条第21項に規定する者</u>	(5) <u>地域定着支援 法第5条第19項に規定する者</u>
(6) <u>サービス利用支援 法第5条第22項に規定する者</u>	(6) <u>サービス利用支援 法第5条第20項に規定する者</u>
(7) <u>継続サービス利用支援 法第5条第23項に規定する者</u>	(7) <u>継続サービス利用支援 法第5条第21項に規定する者</u>
(8) <u>障害児支援利用援助 児童福祉法第6条の2の2第8項に規定する者</u>	(8) <u>障害児支援利用援助 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する者</u>
(9) <u>継続障害児支援利用援助 児童福祉法第6条の2の2第9項に規定する者</u>	(9) <u>継続障害児支援利用援助 児童福祉法第6条の2の2第8項に規定する者</u>
(略)	(略)
(利用料金)	(利用料金)
第14条 (略)	第14条 (略)
2 <u>利用料金の額は、生活介護事業にあっては法第29条第3項第1号に規定する主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額とし、 <u>放課後等デイサービス事業にあっては児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額とする。	2 <u>利用料金の額は、生活介護事業にあっては法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額とし、 <u>放課後等デイサービス事業にあっては児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額とする。
3 (略)	3 (略)
(略)	(略)